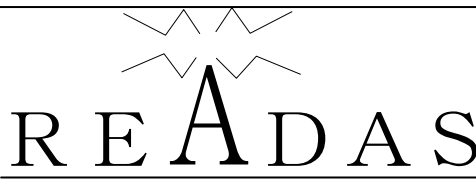


第 5207 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月15日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

益金と損金

Q：法人税では益金から損金を差し引いて所得を計算するとのことですが、会計における収益、費用とどう違うのですか？

A：益金・損金は、会計上の収益・費用に税務上の調整(加算・減算)したものをいいます。

【解説】

法人税では、益金・損金について特に定義はありませんが、次のものは益金の額に算入することとされています。

- ①法令で別段の定めがあるもの
- ②①以外のもので次のものに係るその事業年度の収益の額
 - (イ)資産の販売
 - (ロ)有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供
 - (ハ)無償による資産の譲受け

(ニ)その他の取引で資本等取引以外のもの同様に、次のものは損金の額に算入することとされています。

- ①法令で別に定めるもの
- ②①以外の次に掲げるその事業年度の費用又は損失の額
 - (イ)収益に対応する売上原価等
 - (ロ)販売費、一般管理費その他の費用
 - (ハ)損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

そして、税務上の益金・損金と会計上の収益・費用は次のような関係になっています。

益金＝収益－益金不算入＋益金算入額

損金＝費用－損金不算入額＋損金算入額

